

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和6年5月17日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市伏見区桃山町日向15番地、 15番地5から15番地7まで、23番地1から23番地5まで、25番地1から25番地3まで、32番地27、46番地15、46番地23及び46番地51並びに同区小栗栖中山田町11番地3、12番地1、12番地4から12番地9まで、59番地2、60番地、60番地2、60番地4、60番地5、60番地7、62番地5、71番地1、71番地2、85番地1及び85番地5	第11-001号	令和6年5月14日

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)